

平成24年8月4日

## 証拠資料提出書

人事院公平委員長 殿

請求者 三井 環

平成14年第44号大阪高等検察庁事件において、人事院規則13-1 第46条の規定に基づき、別紙のとおり、証拠資料を提出します。

甲号証	標目 (作成者)	立証趣旨	原本 又は 写し の別
1	三井 環	裏金づくり及び口封じ逮捕の実態、けもの道の内容、三井環事件の検察関係者の処分内容、大坪弘	写し

		道当事の特捜部検事が虚構のストーリーをつくりあげたこと	
2	要望書 三井 環	法務検察改革の内容	写し
3	2010年5月 16日放送 テレビ朝日 ザ・スクープ スペシャル	裏金づくり及び口封じ逮捕の実態等	写し
4	検察の大罪 三井 環	裏金づくり及び口封じ逮捕の実態、裏金づくりを隠蔽し続ける法務検察、大阪高裁判決は裏金づくりを認定したのに、これを無視し続ける法務検察等	原本
5	ある検事の告 発 三井 環	裏金づくり及び口封じ逮捕の実態、関係者の調書のない第一次逮捕、グラウンドカーン事件の破	原本

		<p>綻、大坪弘道当事特捜部検事が渡眞利忠光を利用して、つくりあげた虚構のストーリー（大坪は村木厚子事件で、犯人隠避罪により逮捕、起訴、有罪）。村木事件は大坪特捜部長が虚構のストーリーを作り、逮捕、起訴したものであるが、部下の前田恒彦がフロッピーディスクを改ざんして、犯罪を犯してまで虚構のストーリーを裏付けようとしたこと、検察は真っ白な事件を真っ黒にしようとしたが、取調べメモにより、真相が明らかになったこと、三井環事件も村木事件と同様に、大坪検事が虚構のストーリーを作りあげたものであること</p>	
6	住宅用家屋証	本件は法律解釈上、詐欺罪が成立	写し

	<p>明書の騙取と 詐欺罪の成否 京都大学名誉 教授 鈴木茂 嗣</p>	<p>しないこと</p>	
7	<p>公務員職権乱 用罪の成否に ついて 大阪市立大学 大学院法学研 究所 教授 浅田 和茂</p>	<p>本件は法律解釈上、公務員職権乱 用罪が成立しない</p>	<p>写し</p>
8	<p>秋霜烈日のバ ッジをはずせ</p>	<p>本件逮捕が法務検察の裏金づく りを隠蔽するための口封じであ ること、裏金づくりの実態、高橋 徳弘元副検事の裏金づくりの告 発、第一次逮捕はどのように考え ても逮捕する事件ではない、暴力</p>	<p>写し</p>

		団の協力を得て、三井を逮捕、起訴出来たこと等	
9	暴走する検察 大倉 喜芳九郎	口封じ且つみせしめ逮捕であること、法務検察の恐ろしさは、組織防衛および自己保身のためには、こうした微罪でも逮捕、起訴すること、三井事件の逮捕直後、鈴木宗男らの事件を次々と摘発して、裏金づくりを隠そうとしたこと、裏金づくりの実態等	写し
10	大阪高検公安 部長逮捕と検察の情報操作 山口 一臣	逮捕のニュースに背筋が寒くなったこと、ザ・スクープの鳥越俊太郎の取材直前の口封じ逮捕であること、検察の3つの大罪、検察のネガティブキャンペーンであること、盗聴されていた公安部長室の電話等	写し
11	元副検事が覚	高橋徳弘元副検事が調査活動費	写し

	<p>悟の実名告発 週刊文春</p>	<p>の不正流用を偽造領収証の証拠物を示して実名告発したこと、その動機は森山真弓法務大臣が裏金づくりはないとウソの会見をしたこと等</p>	
12	<p>戦前と似通ってきた検察のファシズム体質 魚住 昭</p>	<p>三井事件は口封じ逮捕であること、三井逮捕のニュースを聞いて、足が小刻みに震えるような恐怖を感じたこと、原田明夫検事総長や森山真弓法務大臣は、裏金づくりを事実無根であるとして、国民に大ウソをついていること、検察が暴走をし始めているので、早めに手を打たないと恐ろしいことになる等</p>	写し
13	<p>原田明夫検事総長が陣頭指揮をした検察</p>	<p>三井事件は、保身を図る検察庁上層部の自らの犯罪行為を隠蔽して、告発を口封じするために、繰</p>	写し

	<p>庁の庁益捜査</p> <p>青木 理</p>	<p>り出した「庁益捜査」とでも形容すべき権力の乱用であり、「国策捜査」と呼ぶのもためらわれるほど醜悪極まりないこと、裏金づくり及びけもの道の実態等</p>	
14	<p>大阪高検公安</p> <p>部長が本誌に</p> <p>託した検察腐</p> <p>敗暴露シナリ</p> <p>オ</p> <p>週刊朝日 落</p> <p>合博実</p>	<p>逮捕される3日前の4月19日のインタビューの内容、検察の3つの犯罪、ジャーナリスト立花隆の緊急特別寄稿の内容等</p>	写し
15 および 16	<p>週刊朝日</p> <p>2010年11月</p> <p>5日号 検察</p> <p>一家がでっち</p> <p>上げた三井裏</p> <p>金事件</p>	<p>六甲連合会長亀谷直人がジャーナリスト西岡研介宛に郵送した獄中手記を西岡が週刊朝日に投稿したもの、週刊朝日では三井事件の取材班を設置して、西岡とともに取材をしたものである（亀谷</p>	写し

		<p>直人からは三井 環宛にも郵送されているが、この資料については、別途、証拠請求する予定である)</p> <p>そこには、三井事件の真相が書き綴られている。詐欺罪が成立しないこと、グランドカーン事件は、そもそも存在しないこと、架空のグランドカーン事件を大坪弘道が渡眞利忠光を利用してつくりあげたこと、贈収賄事件の柱となっている横山事件が捏造されていること、職務に関して何らの便宜供与を渡眞利忠光は受けていないこと、三井事件がなければ、亀谷直人が八重洲口で鶴城を射殺することもなかったこと等</p>	
17	週刊朝日	三井事件は現職検事だけでなく、	写し



	<p>2010年11月 12日号 検 察一家が弁護 士費用を肩代 わりした</p>	<p>検察OB、弁護士ら検察一家が総 がかりで、検察の裏金問題を告発 する三井 環の口を封じるため に、つくりあげた壮大な虚構であ ること、週刊朝日では、Aという ヤメ検弁護士は、谷弁護士であ り、特捜部長の高田とは同期であ る、またTとあるのは、渡眞利忠 光のことである、詐欺罪は捏造さ れたもので、共謀は成立しないこ と、弁護士費用は検察OBが出し 合ったものであること、亀谷直 人、渡眞利忠光は一銭も払ってい ないこと等</p>	
18	<p>週刊朝日 2010年11月 19日号 検</p>	<p>事件当時から口封じ逮捕された とと思っていたが、亀谷直人の手記 からそれが明らかとなったこと、</p>	写し

	<p>察の裏金が育 てた公費天国 落合博実</p>	<p>検察が裏金づくりをしているた め、他の役所の裏金捜査が適切に されないこと等</p>	
19 および 20	<p>週刊朝日 2010年11月 26日号 検 察の闇に消え た山口組の 2 億円  週刊朝日 2010年12月 3日号 検察 一家が引き起 こした山口組 「消えた2億 円」と「射殺 事件」</p>	<p>2002年11月25日白昼、東京八 重洲で亀谷直人が、山健組鶴城会 長を射殺したこと、三井事件で検 察が亀谷直人、渡眞利忠光の全面 協力を得て、詐欺罪や贈収賄事件 を捏造したこと、当時の山健組の 桑田兼吉組長が銃刀法違反で勾 留中であつたが、この保釈工作資 金として、2億円が準備され、亀 谷直人本人に手渡されたこと、週 刊誌で、大物検察OB、Xという のは、元検事長の豊島時夫である 等</p>	写し

21	週刊朝日 2010年12月 3日号 山口 組 消えた2 億円のキーマ ンを直撃	豊島時夫が不可解な動きをして いること、保釈工作を巡る2億円 の流れ等	写し
22	文芸春秋ほか に対して発信 した高橋徳弘 の手紙等 高橋徳弘	副検事当時、数年に渡って公金流 用の片棒を担いでいたこと、森真 弓法務大臣が裏金づくりは事実 無根であると報道されたが、ウソ で塗り固められたもので、これを 放置するわけにはいかない、いま では20年も世話になった検察を 裏切れないとの思いがあったの で、公表する気にはなれなかった こと、高橋徳弘が調査活動費の流 用当時の偽造領収証を現在も保 管しているので、これが提示され	写し

		たこと等	
23	平成 14年 6 月 24 日 付 仙台地方裁判 所宛に提出し た陳述書 高橋徳弘	上記の内容	写し
24	今、検察、警 察に何が起き ているのか 魚住 昭	三井事件の逮捕上の内容を知ったとき、足が小刻みに震えるような感じがしたこと、検察が自分たちの裏金づくりの事実を実名でテレビで告発しようとした検察幹部を、理屈をこじつけて、口封じのために逮捕するという極めて恣意的な、権力の行使をやり出したということに愕然としたこと、検察の歴史を振り返っても、戦後、これほど悪質な権力の乱用	写し

		<p>をやった例がないこと、三井事件逮捕が口封じであることは、検察の関係者に直接話しを聞くと、10人が10人口封じ逮捕だと言うこと、ある検察OB高官は、「あれは客観的にみて、口封じ逮捕ですよ」と尋ねると、「あんなものは客観的にみなくても口封じ逮捕だよ、決まっているだろ」と、言っていること等</p>	
25	<p>権力に操られる検察 三井 環</p>	<p>口封じ及びけもの道の実態、けもの道により、法務検察が内閣に借りをつくったため、その後の日歯連事件等の捜査において、内閣に操られた捜査をせざるを得なくなったこと等</p>	写し
26	<p>本当に検事の奥さんですか</p>	<p>三井厚子は、請求人の妻であるが、妻の立場からみた三井事件を</p>	原本

	三井厚子	書き綴ったものである	
--	------	------------	--

なお、住所を変更しましたので、お知らせします。

〒142-0051

東京都品川区平塚 2-9-1-104

携帯番号 080-3772-0932